



令和 5 年 1 月 1 9 日
総合政策局運輸審議会審理室

トラック運送業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等） の設定について

運輸審議会は、一般貨物自動車運送事業（トラック運送業）に係る標準的な運賃における「燃料サーチャージの算出方法等」の設定について、所管局から幅広く説明を聴取し検討した結果、運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案として認定しましたので、お知らせいたします。

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）附則第 1 条の 3 の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に関し国土交通大臣が定める「標準的な運賃」として、新たに「燃料サーチャージの算出方法等」（以下「新告示」という。）を設定するにあたって、運輸審議会は、運輸審議会一般規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、所管局からその背景や目的、算出方法等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、新告示は、現行の「標準的な運賃」に基づく「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和 2 年 4 月 2 4 日付け国自貨第 1 4 号）」において定められた燃料サーチャージの算出方法等を、より広く関係者に周知することを目的に、その内容を変更することなく「標準的な運賃」の一部として位置付けるものであることから、本日、国土交通省設置法第 1 5 条第 3 項の規定に該当する事案（運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案）と認定しました。

なお、聴取における配付資料及び議事概要は、以下の URL で公表します。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 本間、佐藤

（直通）03-5253-8810

[トラック運送業に係る標準的な運賃に関する問合せ先]

自動車局貨物課 羽田野

（代表）03-5253-8111（41323）

（直通）03-5253-8575

○国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

（所掌事務等）

- 第15条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）、海上運送法、内航海運業法（昭和27年法律第151号）、内航海運組合法（昭和32年法律第162号）、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）、港湾法及び航空法（昭和27年法律第231号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。
- 2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。
- 3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。
- 4 （略）

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（軽微な事案）

- 第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。
- 2 運輸審議会は、事案を軽微なものとして認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抄）

附則

（標準的な運賃）

- 第1条の3 平成36年3月31日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。